

お客さま各位

帯広信用金庫

「帯広しんきんWEBバンキングサービス利用規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和5年3月6日（月）より、帯広しんきんWEBバンキングサービス利用規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

変更前	変更後
<p>1. 省略</p> <p>2. 本人確認</p> <p>(1) 本人確認の手段 契約者IDおよび以下に定める各種パスワード等により、お客様本人の認証を行うものとします。</p> <p>(2) ワンタイムパスワード お客様は、本サービスのご利用開始時に、別に定める「ワンタイムパスワードサービス利用規定」に従い、当金庫所定の方法により<u>届け出る</u>ものとします。</p> <p>(3) ログインパスワード お客様は、本サービスのご利用開始前に、当金庫所定の方法によりログインパスワードを登録します。 なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>① 契約者IDおよびお客様が届け出されたログインパスワードを端末からお客様自身が入力します。</p> <p>② 当金庫は、お客様が<input type="text"/>された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。</p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>(6) パスワード等の管理</p> <p>①～② 省略</p> <p>③ <u>本サービスの利用については、誤ったパスワードの入力が当金庫所定の回数を連続して行われた場合、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、次の方法により再開手続きをとってください。</u> <u>A. ログインパスワード相違に伴う再開手続きは、当金庫に連絡の上、所定の手続きを取</u></p>	<p>1. 省略</p> <p>2. 本人確認</p> <p>(1) 本人確認の手段 契約者IDおよび以下に定める各種パスワード等により、お客様本人の認証を行うものとします。</p> <p>(2) ワンタイムパスワード お客様は、本サービスのご利用開始時に、別に定める「ワンタイムパスワードサービス利用規定」に従い、当金庫所定の方法により<u>申込む</u>ものとします。</p> <p>(3) ログインパスワード お客様は、本サービスのご利用開始前に、当金庫所定の方法によりログインパスワードを登録<u>するもの</u>とします。 なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>① 契約者IDおよびお客様が届け出されたログインパスワードを端末からお客様自身が入力します。</p> <p>② 当金庫は、お客様に<input type="text"/>いただいた内容と、当金庫に登録されている内容が各々一致した場合、お客様ご本人であることを確認します。</p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>(6) パスワード等の管理</p> <p>①～② 省略</p> <p>③ <u>各種パスワードの誤入力が、当金庫が定める所定の回数を超えて行われた場合、本サービスの利用を停止しますので、速やかに当金庫にご連絡いただき、再開手続きをお取りください。</u></p>

ってください。

B. ワンタイムパスワード相違に伴う再開手続きは、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

C. 資金移動用パスワード相違による再開手続きは、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

3. 取引の依頼

(1) サービス利用口座の届出

① お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てください。

当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

②～③ 省略

(2) 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

(3) 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

4. ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、お客様が端末により設定した金額とします。

ただし、その上限は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。

5. 資金移動

(1) 取引の内容

3. 取引の依頼

(1) サービス利用口座の届出

① お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により届け出てください。

当金庫は、お届出いただいた内容に従い、サービス利用口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

②～③ 省略

(2) 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に定める本人確認の終了後、お取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により、正確に当金庫に伝達することで行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

(3) 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

4. ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、お客様が端末により設定した金額とします。

ただし、その上限は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

なお、1日あたりのご利用上限金額は、日本時間の午前0時を基準時として毎日確定させることとし、以下同様とします。

5. 資金移動

(1) 取引の内容

① 本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「振込指定日」といいます。）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払元口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込先口座」といいます。）宛に振込依頼を発信する取引をいいます。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。

② 支払元口座と振込先口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」とし、支払元口座と振込先口座が異なる当金庫本支店にある場合、振込先口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または、支払元口座と振込先口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

③ ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払元口座から振込金額、振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

④ 支払元口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

⑤ 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。

A. 振込または振替時に、振込金額と振込手数料との合計金額または振替金額が、支払元口座より払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

B. ～F. 省略

⑥ 省略

なお、振込取引において、振込先口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

(2) 省略

(3) 依頼内容の変更・組戻し

① 振込取引において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において、次の①、および②の訂正の手続により取扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取扱います。

① 本サービスは、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「振込指定日」といいます。）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払元口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込先口座」といいます。）宛に振込依頼を発信する取引を指します。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。

② 支払元口座と振込先口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」とし、支払元口座と振込先口座が異なる当金庫本支店にある場合、振込先口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または、支払元口座と振込先口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

③ ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払元口座から振込金額および振込手数料の合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きを行います。

④ 支払元口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

⑤ 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。

A. 振込または振替時に、振込金額と振込手数料との合計金額または振替金額が、支払元口座の払戻可能残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えると

き。

B. ～F. 省略

⑥ 省略

なお、振込取引において、振込先口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理するものとします。

(2) 省略

(3) 依頼内容の変更・組戻し

① 振込取引において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において、次のA、およびBの訂正の手続により取扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取扱います。

A. 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払元口座にかかる届出の**印章**により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

B. 省略

② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。

A. 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払**指定**口座にかかる届出の**印章**により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

B. 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

C. 組戻しされた振込資金は、当金庫所定の方法により当該取引の支払**指定**口座へ戻し入れます。

③～⑥ 省略

⑦ 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料**および消費税**をお支払いいただきます。

6. ～7. 省略

8. 税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」

(1) 省略

(2) 取扱方法

①～② 省略

③ 以下の各号のいずれかに該当する場合、取扱いはできません。

A. 申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において「サービス利用口座」より**払い戻すことのできる金額**（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超えるとき

B～F. 省略

(3) 利用手数料

① このサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料**および消費税**を支払**っていただく**ことがあります。

② 利用手数料につきましては、「ご契約先」に個別に通知することなく変更する場合があります。

A. 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払元口座にかかる届出の**印鑑**により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

B. 省略

② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。

A. 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払**元**口座にかかる届出の**印鑑**により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

B. 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

C. 組戻しされた振込資金は、当金庫所定の方法により当該取引の支払**元**口座へ戻し入れます。

③～⑥ 省略

⑦ 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。

6. ～7. 省略

8. 税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」

(1) 省略

(2) 取扱方法

①～② 省略

③ 以下の各号のいずれかに該当する場合、取扱いはできません。

A. 申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において「サービス利用口座」より**払戻可能残高**（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超えるとき

B～F. 省略

(3) 利用手数料

① このサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料を**お支払いいただく場合**があります。

② 利用手数料につきましては、「ご契約先」に個別に通知することなく変更する場合があります。

(4) ~ (12) 省略

9. 事故届受付サービス

「ご契約先」が「端末」から「本サービス」で利用している「サービス利用口座」についてキャッシュカード盗難・紛失等の事故が発生した場合、それらの事故について当金庫に届出するサービスをいいます。

なお、事故の届出後、取扱店の窓口において当金庫所定の事故届の手続が必要となりますので「ご契約先」ご本人が速やかにご来店ください。

10. 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。

この届出の前に生じた損害については、第13条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

11. 取引の記録

(4) ~ (12) 省略

9. 事故届受付サービス

お客様がサービス利用口座として登録された口座の、通帳・印鑑・キャッシュカード等の盗難・紛失等の事故が発生した場合、それらの事故について本サービスに登録いただくことで、一時的にその口座の取引を停止することができます。

なお、事故の届出後、取扱店の窓口において当金庫所定の事故届の手続が必要となりますのでお客様ご本人が速やかにご来店ください。

10. 住所等変更サービス

お客様が当金庫に届出を行っている事項のうち、住所および電話番号（自宅または携帯）について、お客様の指定する内容への変更を行うことができます。

ただし、法人または次の何れかのお取引がある個人のお客様は、このサービスより住所等変更のお申込みを受付けた場合でも、別途届出または確認書類が必要となります（電話番号のみの変更を除きます。）ので、お手数ですがお届出印をお持ちのうえお取引店窓口へお申し付けください。なお、マイナンバーの提示が必要となる場合もあります。

(1) 当座預金

(2) 財形預金

(3) 非課税貯蓄申告（マル優・特別マル優）

(4) 成年後見制度

(5) 公共債（国債・帯広市公募公債等）

(6) 投資信託

(7) 融資（事業性融資・住宅ローン）

(8) 貸金庫

(9) でんさい

11. 届出事項の変更等

本サービスに係る届出印鑑を紛失したときは、第9条の定めによりお手続きください。また、印鑑、氏名等の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。住所、電話番号（自宅または携帯）の変更は、第10条の定めによりお手続きください。

この届出の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

12. 取引の記録

12. 海外からのご利用

13. 不正な資金移動等

14. 免責事項等

(1) 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

ただし、第 13 条に定める補てんの請求要件に該当する場合にはこの限りではないものとします。

①～③ 省略

(2)～(3) 省略

15. 解約等

(1) 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

(2)～(3) 省略

16～24. 省略

13. 海外からのご利用

14. 不正な資金移動等

15. 免責事項等

(1) 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

ただし、第 14 条に定める補てんの請求要件に該当する場合にはこの限りではないものとします。

①～③ 省略

(2)～(3) 省略

16. 解約等

(1) 都合解約

本契約は、お客様または当金庫いずれか一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

(2)～(3) 省略

17～25. 以下、1 条ずつ繰り下げる。

以上